国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成２７年　９月２９日
国土交通省　東北運輸局

乗合バス事業者に対する行政処分

平成２７年５月５日、十和田観光電鉄株式会社三本木営業所所属の乗合バスが、車輪脱落事故を惹起したことから、平成２７年５月２２日及び７月２４日、東北運輸局青森運輸支局が三本木営業所に対し監査を実施しました。

その結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたことから、東北運輸局長は、下記のとおり事業用自動車の使用停止処分を発しましたのでお知らせします。

なお、当該事業者に対する処分書の交付は、平成２７年９月３０日に青森運輸支局にて行います。

記

１．行政処分等の対象事業者及び営業所
　事業者：十和田観光電鉄株式会社（青森県十和田市稲生町１７番３号）
　代表者：代表取締役社長　白石　鉄右エ門
　営業所：三本木営業所（青森県十和田市大字三本木字野崎２６０番地１号）

２．行政処分等年月日
　平成２７年９月１８日

３．行政処分等の概要
　①事業用自動車の使用停止処分
　　平成２７年９月３０日から平成２７年１０月４日まで（４両×５日間停止）
　②文書警告

４．違反の概要
　①道路運送車両の保安基準に適合していない事業用自動車を運行の用に供していた。（使用停止）
　　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第41条、同第47条〕
　②運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。（使用停止）
　　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項〕
　③点呼の記録を適切に行っていなかった。（警告）
　　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項〕
　④乗務等の規定事項の記録を適切に行っていなかった。（警告）
　　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項〕
　⑤点検整備記録簿の記載を適切に行っていなかった。（警告）
　　〔道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第49条〕

５．違反点数の付与状況
　当該行政処分により付された違反点数　　２点
　東北運輸局管内における累積違反点数　　２点

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
高屋敷・長南・片平
TEL：０２２－７９１－７５３２